

京都府議会会議規則の一部を改正する規則

京都府議会会議規則(昭和31年京都府議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「出産」を「出産、育児、介護」に、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

第49条を次のように改める。

第49条 削除

第90条第1項を次のように改める。

請願書には、邦文(点字によるものを含む。)を用い、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 請願者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 請願の趣旨
- (3) 提出年月日

第91条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 請願文書表には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる事項
- (2) 請願の件名及び要旨
- (3) 紹介議員の氏名
- (4) 請願書の受理番号及び受理年月日

- 3 前項の場合において、数人の連名による請願があるときは、「ほか何人」と記載し、同一議員の紹介による同一内容の請願が数件あるときは、「ほか何件」と記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。